①本特別部会の開催は2010年までと決められており作業を完結するまであと1年しかないこと

②ガイドラインの使用者にとって時系列のほうがわかりやすいとされたこと

から、原案の時系列の構成で作成することとされた。

(2) 本ガイドラインが「食品由来のAMR（antimicrobial resistance）」に関するものであることを明確にするために、AMRをFAMR（foodborne antimicrobial resistance）に置き換えることとされた。

2．各項目について

(1) 定義

会期内WG（議長国：デンマーク）の提案により、手続き規定（Procedural Manual）において記載されている用語の定義は他のガイドラインにも適用されるという原則を考慮し、手続き規定にすでに定義されている用語等については削除することとされた。また、日本の提案により、新規に“food producing animal”の定義を作成することとされた。

(2) リスク分析の一般原則

原則5が修正され、FAMRは抗菌性物質耐性菌による疾患の治療の結果を考慮すべきである旨が明確にされた。また、ECより動物衛生と動物福祉を一般原則に盛り込むべきとの提案があり検討した結果、新しく原則8として「生産段階におけるFAMRリスク管理措置オプションの評価には、適切な場合には、食品の安全性に関連する動物衛生も含むべきである。そのような動物衛生の側面を検討するときは、FAMRは関連するOIE基準を考慮すべき。」が明記された。

(3) AMRリスク分析のフレームワーク

会期内WG（議長国：カナダ）の提案により、図1をリスクコミュニケーションとサーベイランスを加えた新しい図に差し替え、パラ10として新しい図1を説明する文章が加えられた。

(4) リスクプロファイルの要素

リスクプロファイルの要素を記載した付属書「FAMRリスクプロファイルに含めるべき要素」を新規に付属書1として作成することが合意された。具体的な内容を検討するために物理的WG（議長国：カナダ）を第4回TFAMRの直前に開催し、検討結果を第4回TFAMRに提出することとされた。

(5) AMRリスク評価

図2（表題：Codex AMR-Risk Assessment and Possible Pathways for Selection and Dissemination of AMR in Food In Relation to Exposure Assessment）と図3（表題：Example of Modeling Approaches for Hazard Characterization and Exposure Assessment in AMR-Risk Assessment）の内容が一部重複することから、会期内WG（議長国：カナダ）からの提案により、図2を削除し図3を「曝露評価」と「ハザードの特徴付け」の流れが分かりやすくなるように用語や構成を修正した。

(6) AMRリスク管理措置

原案の表1の「補足的なリスク管理オプションの例示」には詳細なリスク管理措置が記載されているので、日本は、主文にはリスク分析の総論を記載し、例示などの詳細な内容、即ちこの表は付属書に移して使いやすいガイドラインとすることを提案した。一方、ECからは、措置の例が主文に記載されているガイドラインもあることから、この表は主文に残すべきとの提案があった。検討の結果、表1の例示のうち主要なもののみ主文に残して記載することとされ、原案の記述の整理は会期内WG（議長国：米国）で行われた。会期内WGからの提案により、「畜産物」及び「農産物」の項を「規制（Regulatory）」と「非規制（Non-regulatory）」の小項目に分けて、管理措置の例を各国/各地域の管理部署が行うものと企業や生産者等が行うものに区別するなどの修正が採択された。

(7) AMRリスク管理措置のモニタリング及びレビュー

付属書3に記載されていた、リスク管理措置を見直すために行うモニタリングに関する考慮すべき点を主文に移行し、付属書3を削除することとされた。

(8) 抗菌剤の使用、抗菌剤耐性菌及び耐性決定遺伝子のモニタリングとサーベイランス

抗菌剤の使用、抗菌剤耐性菌及び耐性決定遺伝子の調査は、サーベイランスとして扱うこととされた（モニタリングとして取り扱わない。）

(9) リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションはリスク分析の全体を通して適切に実施されるものであることが合意された。

議題5：その他の事項及び今後の作業

その他の事項及び今後の作業として、特に新たな提案はなされなかった。

議題6：次回会合の日程及び開催地

第4回TFAMRは、1年以内に開催することとされた。